

第7回 かごしまの逸品商談会

- 開催挨拶** 平成23年度より、県産の農林水産物やそれらを原料とした加工食品の販路拡大を目的として開催して参りました「かごしまの逸品商談会」も、今回で第7回を迎える運びとなりました。
これまで商談会を育てていただいた出展者の皆様・バイヤーの皆様には厚く御礼申し上げます。
今回は「明治維新150周年」を迎えるなど、鹿児島への注目が集まる年であり、「かごしまの逸品」を発信していただく絶好の機会です。
本商談会が皆様の販路拡大等の一助となりますことを祈念しております。
- 開催趣旨** 鹿児島県内の食品関連企業の皆様に対し、販路開拓や商品開発に向けたニーズの収集、県内外バイヤーとの情報収集の機会をご提供します。
- 特徴**
- 「鹿児島」の農林水産物、加工品、菓子、飲料等に興味を持つバイヤー等を対象とした招待制の商談会です。（目的意識を持った専門性の高いバイヤーを招待することで、有意義な商談の場が得られます。）
 - 試飲・試食を提供しながら商談をすることで、商品の魅力、特徴をバイヤーに訴求できます。
 - 今回は、「明治維新150周年」の年であり、「かごしまの逸品」への注目がより一層高まることが期待されます。

かごしまの逸品商談会 出展募集要項

開催概要

- 商談会名称** 第7回 かごしまの逸品商談会
- 期 日** 平成30年1月25日(木)11:00~17:00 [展示商談会]
平成30年1月26日(金) 9:00~15:00 [マッチング個別商談会]
- 会 場** 鹿児島アリーナ
- 内 容** 展示商談会、マッチング個別商談会

募集企業

鹿児島県内の食品関連企業 110社程度

- 対象者：鹿児島県内に本支店・営業所等を置く生産者、加工業者、販売業者、その他関係団体
- 対象商品：農畜水産物、加工品、菓子、飲料等の食品

商談会内容

- 1日目：展示商談会
 - 2日目：招待バイヤーとの個別商談会
- 招待バイヤーは、関東・関西・九州他を含む、国内バイヤー多数参加の予定。
●一般来場者の入場は行いません。
※1日目と2日目は開催内容が変わります。

出展料

※出展料以外の費用(交通費、宿泊費等)は別途出展者負担となります。

- 出展料：1小間 30,000円(税込)

※但し、6次産業化総合化事業計画・農工商等連携認定事業者、農業者(注)は20,000円(税込)とする。
(注)農業者：農地基本台帳に登録されている者。

申込方法

「出展申込書」に必要事項をご記入のうえ、お取引店へお申し込みください。

お預かりする企業情報及び商品情報は、運営事務局が作成する出展企業の紹介パンフレット、チラシ、当商談会終了後に作成する開催報告書等で公表させていただきます。(商談会当日の配布物・商談会開催後も地元産品のPRや次回開催のご案内等として使用)
出展にはWeb登録が必須条件となっておりますのでご了承下さい。

出展申込締切日

平成29年10月4日(水)

出展者の選考

応募多数の場合は、主催者側で協議し選考させていただきます。

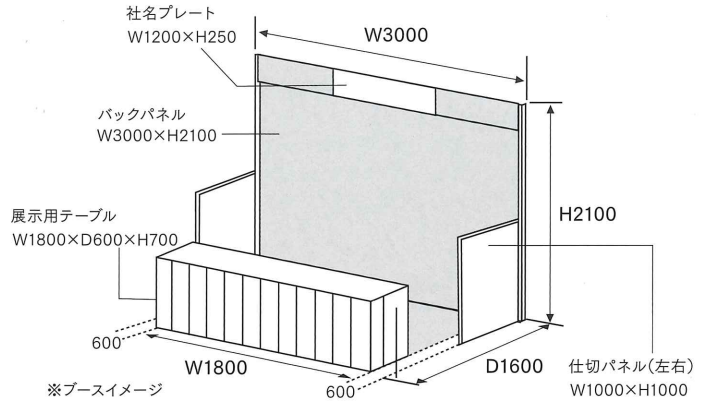
出展料のお支払い

出展確定後、事務局より請求書を送付いたしますので、指定期日までに指定口座へお振込みください。
(振込手数料は出展者負担とさせていただきます。)

- キャンセル料 平成29年12月1日(金)以降：出展料の100%
- 出展者において「出展規約」などに違反したと主催者側が判断した場合、主催者は出展を取り消す場合があります。

- 小間:幅3,000mm×奥行1,600mm
(両脇1,000mm仕切り版)
- テーブル:幅1,800mm×奥行600mm
- その他:社名プレート、白布

※社名プレートに記載される出展者名は、出展申込書に記載の社名となります。
 ※システムパネル使用のため、画びょうや釘などの打ち込みはできませんので、ポスター等を掲出の際は、テープや吊り金具をご用意ください。
 ※調理器具は、電気系調理器具(ホットプレート、電子レンジ等)のみ使用可能です。
 ガスなどの裸火の使用は消防法により禁止されておりますのでご了承ください。
 ※出展者数によっては小間サイズの変更が生じる場合がございますので、予めご了承ください。



留意事項

- ブース位置は、出展申込締切後、出展内容、会場の構成等を考慮して主催者側が決定します。
- 会場には必ず出展企業担当者が常駐し、商品説明及び商談を行ってください。
- ブース装飾は自社でお願いします。ただし重量物・大型の展示品や展示装飾については別途、運営事務局までお問い合わせください。
- 試食・試飲は、バイヤーの皆様との接点になる重要なツールです。商品への理解度が深まりますので、できる限り試食・試飲を行ってください。
- 試食・試飲、ご商談にあたっては食品表示や食品衛生等の関係法令を遵守の上、対応をお願いいたします。
- 出展者は、故意、不注意にかかわらず、自己又はその代理人によって生じた会場設備又は商談会の建造物もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。
- ご商談やお取引等については、主催者側は一切の責任を負いかねますので、自社の判断のもと行ってください。
- 当商談会で取得する全ての個人情報、当商談会の運営、事前事後のビジネスマッチング、主催者等からの各種ご案内に利用させていただきます。
- 展示ブースの準備、商品の搬入出、運営上の留意点、その他詳細等については、後日、ご案内いたします。

申込スケジュール



※スケジュールは変更になる可能性がございます。出展が確定しましたら、出展確定書とスケジュールをお送りいたします。

前回実績

前回アンケート結果

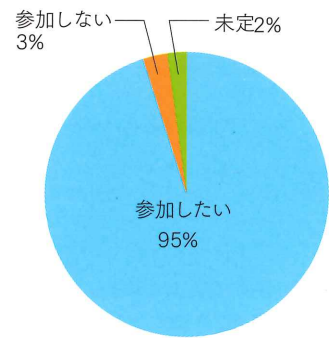
商談実績 成約42% 交渉中36%

※第6回商談会出展者3ヶ月後アンケートより(商談ベース)

出展者の声(抜粋)

- ・バイヤーからの消費者のニーズなどを聞いて、今後の商品開発のヒントを得た
- ・消費者の求めているニーズをバイヤーから教えてもらった
- ・イベント等の売場確保ができた
- ・既存取引バイヤーから、新しい商品の注文を得た
- ・出展者同士で情報交換・意見交換をすることができた
- ・地元企業とのコラボレーション企画など、多様な話ができてよかった。

■次回「かごしまの逸品商談会」を開催した場合



※第6回商談会出展者当日アンケートより

来場者

- 小売業・通販/百貨店、量販店・スーパー、小売店、通信販売、生協、コンビニ 等
- 卸売業・商社・流通/市場、仲卸、商社、輸送業、物流業 等
- 外食業・集客施設/レストラン、食堂、外食チェーン、居酒屋、旅館・ホテル 等
- 弁当・惣菜・食品製造業/弁当、惣菜販売、食宅宅配業者、食品製造業 等
- 行政・関連団体/国、県、市町村、商工業団体、農林水産業団体、学術・研究機関 等

第6回実績/268名

第6回は約4割の個別商談会参加バイヤーが「かごしまの逸品商談会」に初参加でした。
 今回も「かごしまの逸品」への関心が高いバイヤーにご来場いただけるよう幅広くご案内します。

出展規約

1. 規約の履行

出展者は以下に述べる各規約および主催者から提示された出展募集要項等を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず出展申込みの拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を主催者は命じることができます。その際主催者の判断根拠などは公表いたしません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還、および出展取り消し・小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害も補償いたしません。

2. 出展資格

出展者は主催者が定める本商談会の開催趣旨に沿う食品を取り扱う企業等に限定され、主催者は出展基準に従い出展審査を行い、出展基準を満たすか否かを決定する権利をもちます。
なお、審査内容・出展基準については公表いたしません。

3. 出展者の選考

応募多数の場合は、主催者側で協議し選考させていただきます。

4. 出展申し込み及び出展料のお支払

(1)本商談会は、主催者が定める出展に必要な書類を主催者が受領し、出展料が振り込まれた時点を、正式な申し込みといたします。
(2)主催者が定める期日までに出展料のお振り込みがない場合、主催者は申し込みを取り消す場合があります。

5. 出展キャンセル・取り消し

(1)出展者のやむを得ない事情により、出展の取り消し・解約をする場合、出展者は書面にて主催者に届け出た上、規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。
(2)キャンセル料
平成29年12月1日(金)以降：出展料の100%
出展者において「出展規約」などに違反したと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消す場合があります。

6. 小間位置の決定

(1)小間位置は主催者が出展内容、会場構成を考慮して決定いたします。出展者はその結果に従うものとします。
(2)出展状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても出展者は主催者に対する異議申立てならびに賠償責任等を問うことはできません。

7. 小間の転貸等の禁止

出展者は自社分の小間を主催者の承諾なしに転貸・売買・交換・あるいは譲渡することはできません。

8. 書類の提出

出展申込みを正式に主催者が受理した後、主催者から提出を求められたすべての書類を出展者は指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、出展申込み事項を履行するか否かを決定する権利を主催者は持ちます。

9. 展示に関する規約

- (1)出展申込書に記載された内容などが展示対象です。
- (2)出展者は、出展申込書に記載された内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者に連絡しなければなりません。
- (3)装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、主催者の提供する出展募集要項等に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。
- (4)出展者は、通路など自社小間内以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。
- (5)本商談会会場内での商品販売は禁止させていただきます。
- (6)出展者は、強い光、熱、臭気、または大音響を放つ実演など他社の迷惑となる行為または、近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無や実演などが他社に多大な迷惑を与えるのかどうかは主催者が判断し、その中止・変更を命じることができます。また、出展者はそれに従うものとします。
- (7)出展者は、本商談会会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。
- (8)本商談会会期中および会期後に来場者・出展者などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為)があったと主催者が判断した場合、出展中止または次回以降の出展申込み拒否などの申し入れを主催者は行う権利をもちます。また、出展者はこれに従うものとします。

10. 食品表示・食品衛生等

試食・試飲、ご商談にあたっては食品表示や食品衛生等の関係法令を遵守の上、対応をお願いいたします。

11. 損害責任

(1)主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペースを使用することによって生じた人および物品に対する

る傷害・損害等に対し、一切の責任を負いません。また、出展者の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、一切の責任を負いません。

(2)主催者は、天災その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。

(3)主催者は、自然災害・交通機関の遅延・社会不安によって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。

12. 商談の自己責任原則

(1)当商談会は「商談の場」、「情報交換の場」として、多数の業界関係者が来場します。

(2)来場者の信用状況等を主催者側が保証するものではありませんので、ご商談やお取引等については、出展者と来場者をご自身の判断と責任で行って下さい。

(3)ご商談やお取引の内容等については、主催者側は関与せず、一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。

13. 来場者の招待方法

【招待制(記名式)】

(1)当商談会は「招待制(記名式)」の商談会です。来場者の入場に際しては、会社名等が記載された招待券が必要です。

(2)来場者に関する情報は、出展者に提供いたしかねますのでご了承下さい。

14. 個人情報の取り扱い

当商談会で取得する出展者および来場者等を含む全ての個人情報は、当商談会の運営及び事前・事後のビジネスマッチング並びに主催者等からの各種ご案内に利用させていただきます。



会場へのアクセス

バスで越しのお客様

● 鹿児島中央駅から 所要時間 約10分

東口 東17 市営 13 天保山線
いわさき 74 女子高・玉里線

西口 西1 市営 23 紫原・武町線

東口 東7 市営 1-2 伊敷ニュータウン線

伊敷NT、中草牟田
千年団地、花野団地
伊敷団地 方面
市営 8-2 西玉里団地線
※天文館にも停まります(中央駅行のみ)

● 天文館から 所要時間 約18分

いわさき 74 女子高・玉里線
市営 21 永吉線

天文館 市営 5 5-2 5-3 日当平線

バス停 市営 8 8-2 西玉里団地線

市営 1 伊敷ニュータウン線

市営 24 伊敷線

鹿児島アリーナ前

鹿児島アリーナ前

中草牟田
※徒歩にて鹿児島アリーナへ

鹿児島アリーナ前

中草牟田

MAP



【お問い合わせ先】 第7回 かがしまの逸品商談会 運営事務局 株式会社プロゴワス(担当/南・岩切)

〒891-0122 鹿児島市南栄三丁目1番4

[TEL]099-204-7034 [FAX]099-268-6210 [E-mail]ippin@progowas.jp